

1 事故の概要等

(1)発生年月日

令和7年7月8日(火)午前8時50分頃

(2)発生場所

仙台市青葉区小松島新堤2番1号

小松島支援学校 職員駐車場敷地内

(3)事故の概要

上記日時場所において、小松島支援学校庁務職員が除草作業を行っていたところ、刈払機により巻き上げられた石が、駐車中の同校教職員所有の自家用車に当たり、当該車両を損傷させたもの。

2 和解の内容等(専決処分内容)

(1)和解の相手方

イ 住 所

ロ 氏 名

※個人情報が含まれるため、
表示しておりません。

(2)和解の内容

イ 内 容

ロ 示談年月日 令和7年10月22日

ハ 損害賠償額 147, 158円

ニ 和解の内容 県は相手方に上記損害賠償額を支払うこととし、相手方はその余の請求を放棄する。

3 知事専決処分年月日

令和7年10月17日